

平成30年度 介護福祉士修学資金等貸付事業 介護福祉士修学資金・社会福祉士修学資金 募集要項

制度の概要

この制度は、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号。以下「法」という。)第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校若しくは都道府県知事の指定した養成施設(以下「介護福祉士養成施設」という。)又は、法第7条第2号若しくは第3号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設(以下「社会福祉士養成施設」という。)に在学し、介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、修学資金を貸し付け、修学を容易にすることにより、岡山県内における質の高い介護福祉士及び社会福祉士の養成確保に資することを目的としています。

1 貸付対象者：以下の要件をいずれも満たす方

- (1) 介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設に在学する方
- (2) ①から③のいずれかの要件を満たしており、卒業後、岡山県内(県外の一定の国立施設等を含む。)において、返還免除対象業務に従事しようとする方。
 - ①岡山県内に住民登録している方
 - ②岡山県内の介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設に在学する方
 - ③介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設の学生となった年度の前年度に岡山県内に住民登録していた方で、介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設での修学のために転居した方
- (3) 学業成績等が優秀であると認められる方、又は、卒業後、中核的な介護職等として就労する意欲があり、介護福祉士資格又は社会福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる方
- (4) 家庭の経済状況等から貸付けが必要と認められる方

※返還免除対象業務とは、昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務のことです。詳細については、岡山県社会福祉協議会ホームページをご覧ください。

※就学に関し、他団体等が実施する介護福祉士修学資金等貸付、日本学生支援機構の奨学金、日本政策金融公庫の国の教育ローン、生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金、離職者訓練制度、教育訓練給付金制度、その他の国庫補助事業・奨学金等を利用する方は対象外です。

2 生活費加算の申込資格：以下の要件のいずれかに該当する方

- (1) 借入申込日に生活保護受給世帯の世帯員であって、貸付決定に伴い生活保護受給世帯

から世帯分離される方

(2) 借入申込日の属する年度又は前年度において、同一世帯の全員が、次のいずれかの措置を受けている方

- ①地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 295 条第 1 項に基づく市町村民税の非課税
- ②地方税法第 323 条に基づく市町村民税の減免
- ③国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 89 条又は第 90 条に基づく国民年金の掛け金の減免
- ④国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 77 条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

3 貸付額：下記の金額を上限として貸付けします。

- (1) 修学資金（学費） 月額 50,000円
- (2) 入学準備金 200,000円（初回送金時に貸付）
- (3) 就職準備金 200,000円（最終回送金時に貸付）
- (4) 国家試験受験対策費用 年度当たり 40,000円 ※介護福祉士修学資金のみ
- (5) 生活費加算 次表の金額 ※生活費加算の貸付対象要件を満たす方のみ

申込者の借入申込時の居住地	生活費加算額（月額）
岡山市・倉敷市	40,190円以内
玉野市	36,400円以内
津山市・笠岡市・井原市・総社市・高梁市・新見市・備前市・瀬戸内市・赤磐市・浅口市・早島町・里庄町・矢掛町	34,510円以内
その他の市町村	32,610円以内

4 貸付利子：無利子

※ただし、返還期限日までに返還しなかった場合、返還残額に対して、年5%の延滞利子を徴収します。

5 定員：介護福祉士修学資金 60名程度 社会福祉士修学資金 10名程度

※平成30年度の介護福祉士修学資金の定員は、通常の募集と外国人留学生向けの募集をあわせて60名程度です。

6 貸付期間：介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設に在学する期間

7 連帯保証人：2人必要

連帯保証人は、以下の要件全てに該当する必要があります。

- (1) 借入申込者と独立した生計を営んでおり、確実な保証能力を有する成年者の方。
- (2) 日本国内に住所を有する方。
- (3) 日本国籍を有する方又は永住者の在住資格を持つ方若しくは特別永住者等の方。

※借入申込者が未成年者の場合、連帯保証人のうち1人は、上記の要件に関わらず、法定代理人（親権者、未成年後見人等）である必要があります。

※連帯保証人の適格要件等に関する個別のお問い合わせには、回答いたしかねます。

8 貸付金の返還免除

次のいずれかに該当する場合には、申請により貸付金の返還債務が免除されます。

(1) 介護福祉士修学資金の場合は、介護福祉士養成施設（社会福祉士修学資金の場合は、社会福祉士養成施設）を卒業した日から1年以内に、介護福祉士（社会福祉士修学資金の場合は、社会福祉士）の登録を行い、岡山県内（県外の一定の国立施設等を含む。）において返還免除対象業務に従事し、かつ、5年（在職期間通算1,825日以上かつ業務従事期間900日以上）の間、引き続きそれらの業務に従事したとき。

なお、過疎地域での従事又は中高年離職者（入学時に45歳以上で離職後2年以内の者）の場合は、返還免除のために必要な業務従事期間が3年（在職期間通算1,095日以上かつ業務従事期間540日以上）に短縮されます。

(2) 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

卒業年度の国家試験に合格できなかった場合の取り扱いについて

【介護福祉士修学資金】※平成33年度までに卒業した方のみ

返還債務の全額免除を受けるためには、5年間の有効期限付きの介護福祉士登録を行い、返還免除対象業務に従事する必要があります。介護福祉士登録の有効期限内に返還免除の要件を満たすことができない場合には、国家試験合格等により介護福祉士登録有効期限の解除を行う必要があります。

【社会福祉士修学資金】

災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であって、岡山県社会福祉協議会長が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験する意思があると認めた場合には、卒業年度の翌々年度の国家試験まで受験することができます。

9 返 還

次の事由が生じた場合には、その事由が生じた日の属する月の翌月から、貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間内に、月賦又は半年賦による均等払方式等で返還していただきます。

- (1) 貸付契約が解除された（退学したとき等）とき。
- (2) 介護福祉士修学資金の場合は、介護福祉士養成施設（社会福祉士修学資金の場合は、社会福祉士養成施設）を卒業した日から1年以内に介護福祉士若しくは社会福祉士として登録せず、又は岡山県内において返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- (3) 岡山県内において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
- (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

※貸付けを受けた期間以上に岡山県内において返還免除対象業務に従事した場合は、返還債務の一部が免除される場合があります。

申込方法等

1 申込時の必要書類

【全員共通】

- 岡山県介護福祉士修学資金等借入申込書（様式第1号-1）
※連帯保証人の欄については、各連帯保証人が署名・捺印してください。
- 世帯の状況表（別紙1）
- 借入申込者世帯全員の住民票の写し
※世帯の状況表（別紙1）に記入された世帯員全員分の住民票が必要です。
※発行から3か月以内かつ個人番号（マイナンバー）記載なしのもの（コピーは不可）
- 借入申込者世帯の家計支持者の所得・課税証明書（最新のもの）
※家計支持者は、原則、父母（どちらかいないときは1人）です。父母がいない場合は、申込者の生計を実際に支えている人が家計支持者です。
※生活保護世帯の場合は、生活保護受給証明書を代わりに提出してください。
- 連帯保証人の住民票の写し
※発行から3か月以内かつ個人番号（マイナンバー）記載なしのもの（コピーは不可）
※借入申込者世帯の世帯員及び連帯保証人が同一の場合は、1通で兼ねることができます。
- 連帯保証人の所得・課税証明書（最新のもの）
※家計支持者及び連帯保証人が同一の場合は、1通で兼ねることができます。
- 個人情報の取扱いについての同意書
※借入申込者及び連帯保証人それぞれが署名・捺印してください。

【中高年離職者に該当する場合】

- 離職したこと及び離職日を証明する書類

【生活費加算を申し込む場合】

- 生活費加算貸付対象であることを証明する書類
※世帯の状況表（別紙1）に記入された世帯員全員分の証明が必要です。

【証明書類の例】

- ①福祉事務所が発行する生活保護受給証明書 ※生活保護受給世帯の場合
- ②市町村が発行する「所得・課税証明書」 ※非課税であることが確認できること
- ③市町村が発行する「市町村民税減免決定通知書」の写し
- ④日本年金機構が発行する「国民年金保険料免除理由該当通知書」の写し
- ⑤日本年金機構が発行する「国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書」の写し
- ⑥市町村が発行する「国民健康保険料（税）減免決定通知書」の写し
- ⑦市町村が発行する「国民健康保険料（税）徴収猶予承認通知書」の写し

2 借入申込書等の提出先・期限等

借入申込書等は、在学している養成施設が取りまとめて、岡山県社会福祉協議会に提出します。そのため、借入申込者は、在学している養成施設へ借入申込書等を提出してください。提出期限については、在学している養成施設の指示に従ってください。

※養成施設におかれましては、借入申込者推薦書を添えて平成30年5月2日までに岡山県社会福祉協議会へ提出をお願いします。

3 貸付決定又は不承認の通知

貸付対象要件を満たす借入申込者の中から定員数及び予算等に応じて一定数の者を選択し、養成施設を通じて、貸付決定又は不承認の通知を行います。

※選考内容に関するお問合せにはお答えできませんので予め御了承ください。

4 貸付決定後の提出書類（養成施設で取りまとめの上、提出していただきます。）

貸付決定を受けた方には、次の書類を提出していただきます。指定した期日（貸付決定を受けた日から2週間後）までに提出がない場合、借入を辞退したものとみなします。

- 岡山県介護福祉士修学資金等借用証書

※借受人が未成年の場合、法定代理人（親権者等）の同意が必要です。

※借受人、連帯保証人、法定代理人がそれぞれ署名・捺印してください。

- 借受人、連帯保証人及び法定代理人の印鑑登録証明書

※市町村から3か月以内に交付されたものに限り、連帯保証人及び法定代理人が同一の場合は、1通で兼ねることができます。

※未成年の借受人等については、まだ印鑑登録を行っていないことが想定されます。貸付決定した場合に、速やかに手続きが進められるよう準備をお願いいたします。

- 口座振込申出書（本人名義の口座に限ります。）

申込・問い合わせ先

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ内
社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 福祉支援部 生活支援班
TEL 086-226-3544（直通）